

事務連絡  
令和2年3月2日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 健康増進事業担当課 御中

厚生労働省健康局健康課  
厚生労働省健康局がん・疾病対策課  
厚生労働省医政局歯科保健課

新型コロナウイルス感染症の感染事例の発生に伴う健康増進事業の実施に係る対応について（注意喚起）

今般、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（以下「基本方針」という。）が決定されたところです。

各地方自治体における健康増進事業実施担当部局においては、上記基本方針の趣旨に留意するとともに、患者や濃厚接触者等が活動した地域等においては、健康増進事業について、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。また、都道府県においては、管内市町村への周知徹底を図るようお願いします。

#### 記

- 1 集団で実施する健康診査等の各種健診・保健指導等について、当面の間における実施の必要性を改めて検討するとともに、実施する場合には、感染拡大防止の観点から、必要に応じ、集団で行う会場等では、マスクの使用・手洗い場の確保、体調不良受診者の事前の把握（受付時の発熱等症状の確認など）、会場入口へのアルコール消毒液の設置など適切に対応されたい。
- 2 訪問指導等で家庭を訪問する場合について、当該事業の社会的必要性等を踏まえ、感染拡大防止のため、以下の点に留意すること。
  - (1) 訪問に際し、訪問する家庭の対象者や家族に発熱や咳、くしゃみなどの呼吸器症状がないか確認すること。
  - (2) 事業従事者は、訪問時における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、咳エチケットの徹底を行う等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。
- 3 その他、対象者に対し個別に実施する場合についても、2に準じて、対象者の症状の有無の確認、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

(参考)

○厚生労働省HP新型コロナウイルス感染症について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)